

## みやぎ環境交付金事業

### 東松島市高効率給湯器等普及促進事業補助金 令和2年度交付申請受付のお知らせ

宮城県で実施している『みやぎ環境交付金事業』を活用し、低炭素社会の実現に向け、省エネ機器の普及促進による地球温暖化対策の推進と市民の環境に対する意識高揚を図ることを目的とし、高効率給湯器等を設置した方を対象に、予算の範囲内において補助金を交付します。

#### ■受付期間 令和2年6月1日(月)～令3年2月19日(金)

※ 申請受付は対象機器を設置後です。

なお、申請額が予算総額に達した場合は、期間途中でも受付を終了しますので、ご了承ください。

#### ■交付対象者 次に掲げる要件のすべてを満たしていること

- ① 令和2年2月1日～令和3年1月31日の間に対象機器を自らが居住し、住所を有する市内の住宅(店舗併用住宅を含む)または、自らが所有する市内の事業所に設置すること(対象機器が設置されている市内の住宅を購入する場合も含む)
- ② 市税等を滞納していないこと
- ③ 本補助金の交付を受けていないこと

#### ■対象機器及び補助金額

注)中古品及びリース品は対象外です。

対象機器	対象要件	補助金額
CO <sub>2</sub> 冷媒ヒートポンプ給湯器 【エコキュート】	(1) 家庭用:JIS 規格(日本工業規格 JISC9220規格)表示で年間給湯保温効率または年間給湯効率が、2.7以上であること。なお、特殊仕様(タンク200リットル以下の小容量タイプ)については、JIS 規格表示では年間給湯保温効率または年間給湯効率が2.4以上であること (2) 業務用:中間期エネルギー消費効率(中間期 COP)が3.8以上であること	(家庭用) 30,000円  (業務用) 60,000円
ガスエンジン給湯器【エコウィル】	総合効率が低位発熱量基準で80%以上であること	20,000円
潜熱回収型給湯器 【エコジョーズ】・【エコフィール】	給湯熱効率が90%以上であること	10,000円
ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯器【エコワン】	(1) 給湯熱効率が90%以上であること (2) ヒートポンプを併用するシステムであること	30,000円

(裏面あり)

## ■申請に必要な書類等

- 1 補助金交付申請(請求)書(様式第1号)・・・**2部**(記載例は別紙1)
- 2 添付書類・・・各1部

添付書類	内 容
(1) 高効率給湯器等設置証明書(様式第2号)	設置業者に記入してもらう。(記載例は別紙2) 新築の場合は、住宅の工事請負業者に記入してもらう。
(2) 対象機器設置業者に料金を支払ったことが分かる書類の写し	対象機器の領収書の写し 新築等で対象機器の領収書が発行されない場合は、次の書類が必要です。 ① 住宅全体の領収書の写し ② 工事請負契約書の写し ③ 対象機器の内訳が記載されている書類の写し (内訳書・見積書・仕様書等)
(3) 対象機器の設置状況が確認できる写真 (自宅の一部と機器が写るもの)	「高効率給湯器等設置後の写真例」(別紙3)を参照のうえ撮影してください。 ① 高効率給湯器等設置後の全景 ② 貯湯ユニットは保証書に記載されている型式・製造番号等が読み取れる写真
(4) 設置した対象機器の保証書(お客様控)の写し	「保証書の写しの例」(別紙3)を参照(お客様・お買い上げ日・販売店等が記載されていること)
(5) 交付対象者が市民の場合は住民票、事業者の場合は固定資産証明書または登記簿謄本	3カ月以内に交付されたもの(新築の場合は引越し後のもの)
(6) 市税等に滞納がないことを証明する書類 (市の様式あり。)	補助金を申請する日に税務課で証明を受けるようお願いいたします。(記載例は別紙4)
(7) その他市長が必要と認める書類	申請の内容により必要な場合、提出願います。
(8) 印鑑(認め印可、インク内蔵ゴム印は不可)	(様式1号)に捺印するもの

## ■補助金交付までの流れ

①対象機器設置完了 → ②申請 → ③審査 → ④交付決定 → ⑤補助金の振込み

■問・申し込み 環境課環境班 内線 1152